

専決処分の報告について

(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

那覇市長 知 念 覚

1 事 件 名 車両事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市壺川在住

賠償額 17,000 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は、車両事故の相手方に責任額 17,000 円を負担し、相手方は那覇市に責任額 60,000 円を負担する。
- (2) 那覇市と賠償の相手方は、今後、本件に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを確認する。